

## 8 章 現場塗装

### 一般 67 条

塗料および塗装に関しては、この章に規定したものを除き、5章の条項を適用する。

### 塗装回数 68 条

橋ゲタ架設後の現場塗装は、特に指定しないかぎり2回塗りとする。

#### 〔解説〕

塗料および塗装に関する一般的事項については、すでに5章、工場塗装のところ述べているが、これらの事項は現場塗装の場合にも適用されるものとし、この章では現場塗装に関する特別な事項を規定した。

塗膜を一度に厚くすると、乾燥しにくいばかりでなく、ヒビワレ発生の原因ともなるので、塗膜にある程度の厚さをもたせるためには、何回かに分けて塗装しなければならない。通常橋の現場塗装は中塗り・上塗りの2回塗りとしている。

下塗り塗料は鋼材の表面に密着した塗膜をつくって、サビの発生を防ぐのが目的であり、このため一般に鉛化合物を主体とするサビ止めペイントを用いるのであるが、中塗り塗料は下塗りの保護が目的であり、一般には調合ペイントによって下塗り塗料の保護膜を形成する。この際下塗り塗料に悪影響を及ぼすような塗料を用いてはならない(51条解説参照)。

上塗りは下塗りの保護とともに、環境に相応した色彩を与えるのが目的であり、色彩は環境によって選択する。

なお、各層の塗料の色を異ったものにし、上塗りに比較的淡彩色のものを用いると、不完全な塗装または塗装のいたみが容易に発見できる。

### 塗装 69 条

現場塗装の着手に先だち、工場塗装を行つた鋼材の表面を清掃し、特に現場リベット頭とその付近は入念に行い、監督者の検査を受けなければならない。

現場リベット頭とその付近および運搬組立中に工場塗装のはげた部分は、あらかじめ工場塗装と同じ塗装をしなければならない。

現場リベット頭および手直しの塗料が十分乾燥したとき、現場塗装に着手するものとする。塗装は、下層の塗料が完全に乾燥した後でなければ上

層の塗装をしてはならない。各層とも塗装完了したとき、上層の塗装に着手する前に、監督者の検査を受けなければならない。鋼材の間げきで水が浸入するおそれのある部分は、監督者の指示に従って、現場塗装に先だち堅練光明丹または堅練ペイントをてん充しなければならない。

#### 〔解説〕

現場塗装を行うにあたって注意すべき事項を規定したものである。

塗装の機能を十分発揮させるために、完全な清掃が必要であることは工場塗装の場合と同じである。特に現場リベットの頭はサビ落しが不完全になりがちであるから、黒みがかったスケールまで十分除去して監督者の検査を受けることにしたのである。スケールの取り除きを容易にするために、現場リベット打ち後、しばらく放置しておくこともある。

現場リベットの附近では工場塗装が熱影響をうけているのでこれを完全に除去しなければならない。

現場リベット頭や運搬・架設中に工場塗装が損傷した部分は、中塗りを行う前に工場塗装と同じ塗料を同じ回数だけ塗装しなければならない。なおこの場合にも構造細部については特に入念に塗装しなければならない。

次に上記の塗料が十分乾燥してからでなければ現場塗装に着手してはならない。下塗りの塗装が十分乾燥しないうちに中塗りの塗装を行うと、中塗りの塗料に用いたボイル油などが下塗り塗料に作用し、あたかも中・下二層をあわせた厚さの塗装を1回行ったようになり、ヒビワレなどの原因となるからである。中塗りの上に上塗り塗装を行う場合にも同じ注意が必要である。なお、塗装は上層を行えば、下になった部分の良否を判定することが困難であるから、各層ごとに検査しなければならない。

鋼材の間隙は、塗装が非常に困難なばかりでなく、水が一度浸入するとなかなか乾燥しないために腐食しやすい。そこで、このようなところには堅練光明丹または堅練ペイントをてん充して、湿気が入りこむのを防ぐことにしたのである。

### 塗装年月 70 条

橋ゲタには各連ごとに、塗装年月、塗装請負者名および塗料の材質を、監督者が指示する箇所に記入しなければならない。

#### 〔解説〕

塗装後の維持および塗りかえなどのときに参考にするとともに、塗装請負者を明らかにして、責任のある作業を得たいという趣旨である。塗料の材質は必ず記入しておかないと塗りかえるときに下塗りと異なる系統の塗料を使用して、かえって害を受ける心配があるからである。なお記入事項が同じである場合には、必ずしも各連ごとに記入する必要がないわけであるが、将来、一部だけを塗りかえたような場合に、紛らわしくないようにするためには、各連ごとに所要事項を記入しておかなければならない。